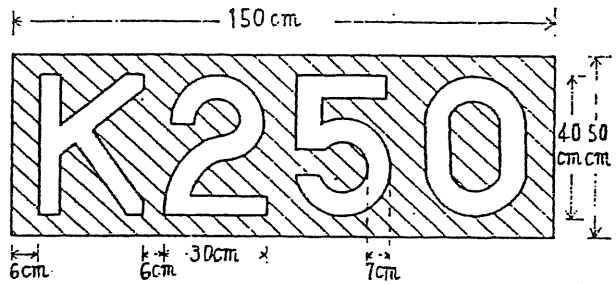
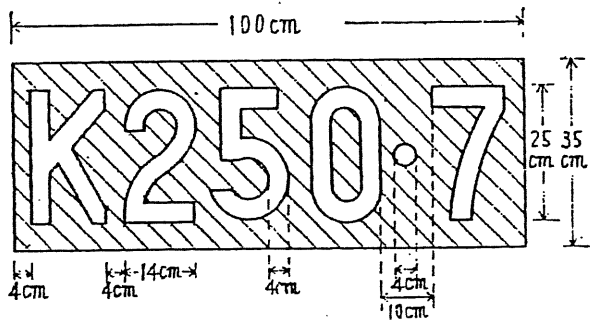


(b) 韓国側様式



(備考) 斜線の部分は黒色、その他の部分は黄褐色とする。
 (韓国側書簡)



(日本側書簡)

(訳文) 書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡) 本長官は、前記の了解が大韓民国政府の了解でもあること並びに大韓民国政府が閣下の書簡及びこの返簡を前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことを確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

外務部長官 李 東 元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(漁業協力に関する交換公文)

(韓国側書簡)

(訳文) 書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定に言及し、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光栄を有します。

両国政府は、両国の漁業の発展と向上を図るため、技術及び経済の分野においてできる限り相互に漸次に協力するものとする。

この協力のうちには、次のことが含まれる。

- (1) 漁業に関する情報及び技術を交換すること。
 - (2) 漁業専門家及び技術者を交流させること。
- 前記の了解を日本国政府に代わって確認される閣下の返簡を受領したときは、大韓民国政府は、この書簡及び閣下の返簡が前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなします。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

外務部長官 李 東 元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(韓国側書簡)

本大臣は、前記の了解が日本国政府の了解でもあること並びに日本国政府が閣下の書簡及びこの返簡が前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

日本国外務大臣 椎名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下

○外務省告示第二百五十五号

昭和四十年六月二十二日に東京で署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の批准書の交換は、昭和四十年十二月十八日にソウルで行なわれた。よつて、同協定は、その第四条の規定に従い、同日に効力を生じた。

昭和四十年十二月十八日

外務大臣臨時代理 内閣総理大臣 佐藤 栄作

○外務省告示第二百五十六号

昭和四十年六月二十二日に東京で財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定が署名された際、次のとおりの公文の交換が行なわれ、かつ、合意された議事録にイニシアルが行なわれた。

昭和四十年十二月十八日

外務大臣臨時代理 内閣総理大臣 佐藤 栄作

(第一議定書の実施細目に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ)の第一議定書(以下「議定書」といふ)に言及する光栄を有します。日本国政府は、両国政府が議定書第七条の規定に基づいて次のとおり合意することを提案いたします。

Ⅰ 実施計画

- 1 議定書第一条の年度実施計画(以下「実施計画」といふ)は、両政府がその始期及び終期を合意する年度について決定されるものとする。
- 2 実施計画の決定は、原則として次のとおり行なわれるものとする。
 - (a) 第一年度を除く各年度の実施計画は、その適用される年度の開始に先だつて決定される。このため当該年度の実施計画は、その年度の開始の少なくとも六十日前に協議のため日本国政府に提出される。

(b) 第一年度の実施計画は、協定の効力発生の日から六十日以内に決定される。このため同年度の実施計画は、できる限りすみやかに日本国政府に提出される。
3 実施計画は、当該年度中に大韓民国による調達が予定されている日本国の生産物及び日本人の役務を掲げるものとする。
4 実施計画は、両政府間の合意により修正することができる。

II 契約

1 認定書第三条1の契約は、日本円で通常の商業上の手続によつて締結されるものとする。
2 認定書第三条2の契約(以下「契約」という。)の実施に関する責任は、認定書第五条1の使節団(以下「使節団」という。)又は大韓民国政府の認可を受けた者及び認定書第三条1の日本国民又は日本国の法人で、契約の当事者であるもののみが負うものとする。
3 認定書第三条3の適用上、商事仲裁委員会とは、契約のいづれか一方の当事者が仲裁への付託を要請した場合における他方の当事者が居住する国にある商事仲裁機関をいう。

III 支払

1 大韓民国政府は、日本国の法律に基づき外国為替公認銀行として認可され、かつ、日本国民によつて支配されている日本国の銀行のうちから、認定書の実施に関する業務を行なう銀行を指定する。
2 使節団又は大韓民国政府の委任をうけた機関(以下「機関」という。)は、1に規定する指定銀行と取極を行ない、大韓民国政府の名義で特別勘定を開設してそれらの銀行に日本国政府からの支払の受領等を授権し、かつ、日本国政府に対しその取極の内容を通告するものとする。特別勘定は、利子を附さないものとする。
3 使節団又は機関は、契約の規定に基づいて支払の義務が生ずる期日前に十分な余裕をもつて、支払金額、2の指定銀行のうち支払が行なわれるべき銀行(以下「銀行」という。)の名称及び使節団又は機関が関係契約者に支払を行なうべき期日を記載した支払請求書を日本国政府に送付するものとする。
4 日本国政府は、支払請求書を受領したときは、使節団又は機関が関係契約者に支払を行なうべき期日前に、銀行に請求金額を支払うものとする。
5 日本国政府は、また、認定書第三条4の規定に従つて両政府が合意する供与に係る支払を、4に定めると同様の方法で、行なうものとする。
6 4及び5の規定に基づいて日本国政府が支払金額は、特別勘定に貸記するものとし、他のいかなる資金も、特別勘定に貸記されないものとする。特別勘定は、3及び5の目的のためにのみ借記を行なうものとする。
7 使節団又は機関が特別勘定に貸記された資金の全部又は一部を契約の解除その他によつて引き出さなかつた場合には、未払金額は、両政府間の協議により3及び5の目的のための支払に充てられ得るものとする。
8 特別勘定から支払われた金額の全部又は一部が使節団又は機関に返還された場合には、その返還された金額は、6の規定にかかわらず、特別勘定に貸記するものとする。その返還された金額は、両政府間の協議により、3及び5の目的のための支払に充てられるものとする。
9 認定書第四条2の規定の適用上「支払を行なつた時」とは、支払が日本国政府により銀行に対して行なわれた時をいう。
10 日本国が認定書第四条2の規定に従い大韓民国に供与したものとみなされる生産物及び役務の額の決定に当たつては、日本円で支払われた金額から換算される合衆国ドルの等価額が計算の基礎となるものとする。前記の換算に用いられる為替相場は、日本国政府が正式に決定し、かつ、国際通貨基金が同意した日本円の合衆国ドルに対する平価で、次に掲げる日に適用されているものとする。

(a) 契約に関する支払の場合には、日本国政府が当該契約を認証した日
(b) その他の場合には、各場合につき両政府間で合意する日。ただし、合意した日がないときは、日本国政府が支払請求書を受領した日とする。

IV 使節団

大韓民国政府は、契約に關して使節団を代表して行動する権限を与えられる使節団の長その他の職員の名を日本国政府に随時通知するものとし、日本国政府は、その氏名を日本国の官報で公示するものとする。この使節団の長その他の職員は、日本国の官報で別段の公示がされるまでの間は、継続して在任のものとみなされる。
本大臣は、さらに、この書簡及び前記の提案の貴国政府による受託を確認される閣下の返簡を、認定書第七条の規定に基づき認定書の実施に関する細目についての両政府間の合意を構成するものとなすことを、認定書その他の手続細目は両政府の間で合意するとの了解の下に、提案する光榮を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
千九百六十五年六月二十二日に東京で

大韓民国外務部長官 李東元閣下

(韓国側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本長官は、閣下の書簡に述べられた提案に本國政府に代わつて同意し、さらに、閣下の書簡及びこの返簡を、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する大韓民国と日本国との間の協定の第一認定書の実施に関する細目についての両政府間の合意を構成するものとなすことに同意する光榮を有します。
本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
千九百六十五年六月二十二日に東京で

外務部長官 李 東 元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(請求権経済協力協定第一条1(b)の規定の実施に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」という。)第一条1(b)の規定の実施に關し、両政府が次のとおり合意することを提案する光榮を有します。
1 協定第一条1(b)に定める貸付けは、大韓民国政府と海外経済協力基金との間で締結されることになる借款契約及び事業別合意書に基つき行なわれる。
2 両政府は、1にいう借款契約及び事業別合意書には次の諸条件が含まれることになることを了解する。

- (a) 貸付けの実行は、合理的な程度に各年均等に配分して行なわれる。
- (b) 元金の償還期間は、それぞれの事業計画合意書の効力発生の日から六箇月後に始まる七年の据置期間を含む二十年の期間とし、金利は、年三・五パーセントとする。
- (c) 元金の償還は、十四回の継続した均等年賦により行なわれ、利子の支払は、貸付けの実行の日以後の元金の随時の未償還残高について半年ごとに行なわれる。
- (d) 貸付けの額は、日本円で貸し付けられた額から換算される合衆国ドルの等価額を基礎として計算され、その換算に用いられる為替相場は、日本国政府が正式に決定し、かつ、国際通貨基金が同意した日本円の合衆国ドルに対する平価で、それぞれの事業計画合意書の効力発生の日に適用されているものとする。
- (e) 元金の償還及び利子の支払は、交換可能な日本円で行なわれる。

3 両国の財政事情及び海外経済協力基金の資金事情によつては、合意により2(b)にいう償還期間が延長されることがありうる。

4 海外経済協力基金は、貸付け及びそれから生ずる利子につき又はそれらに関連して課される大韓民国の租税その他の課徴金を免除される。

5 両政府は、大韓民国政府が提示する貸付けの対象となる事業及びその年度実施計画を決定するたため毎年協議を行なう。

本大臣は、さらに、この書簡及び前記の提案の貴国政府による受諾を確認される閣下の返簡を、協定第一条1(a)の規定の実施に関する日本国政府と大韓民国政府との間の合意を構成するものとみなすことを提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日に東京で

日本国外務大臣 椎名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下

(韓国側書簡)

(訳文)
書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)
本大臣は、閣下の書簡に述べられた提案に本国政府に代わつて同意し、さらに、閣下の書簡及びこの返簡を、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する大韓民国と日本国との間の協定第一条1(b)の規定の実施に関する両国政府間の合意を構成するものとみなすことに同意いたします。本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日に東京で

外務部長官 李 東 元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(韓国側書簡)

(訳文)
書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する大韓民国と日本国との間の協定(以下「協定」といふ)第一条2に定める合同委員会に關し、両国政府が次のとおり合意することを提案いたします。

- 1 合同委員会は、東京に設置する。
- 2 合同委員会は、両政府がそれぞれ任命する代表一人及び代表代理人により構成される。
- 3 合同委員会は、一方の政府の代表の要請によつて会合するものとする。
- 4 合同委員会は、次の事項に關し勧告のため協議を行なうことを任務とする。
 - (a) 第一議定書に基づく年度実施計画、契約の認証及び支払に関する手続
 - (b) (a)にいう年度実施計画に関する問題
 - (c) 協定第一条1(b)の規定の実施に関する交換公文にいう事業及びその年度実施計画に関する問題
 - (d) (a)にいう契約の認証
 - (e) 協定第一条1の規定の実施状況の検討(随時の供与及び貸付けの実施総額の算定を含む)
 - (f) 協定第一条の規定の実施に關するその他の事項で両政府が合意により合同委員会に付託するもの

本大臣は、さらに、この書簡及び前記の提案の貴国政府による受諾を確認される閣下の返簡を、協定第一条2に定める合同委員会に關する大韓民国政府と日本国政府との間の合意を構成するものとみなすことを提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日に東京で

外務部長官 李 東 元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(韓国側書簡)
本大臣は、閣下の書簡に述べられた提案に本国政府に代わつて同意し、さらに、閣下の書簡及びこの返簡を、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第一条2の合同委員会に關する両国政府間の合意を構成するものとみなすことに同意いたします。本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日に東京で

日本国外務大臣 椎名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定に關する合意された議事録

日本国政府代表及び大韓民国政府代表は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ)及び関連文書に關して次の了解に到達した。

- 1 協定第一条1に關し、日本国が供与する生産物及び役務は、日本国内において營利目的のために使用されることはないことに意見の一致をみた。
- 2 協定第二条に關し、
 - (a) 「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利及びことが了解された。
 - (b) 「特別の措置」とは、日本国については、第二次世界大戦の戦間状態の終結の結果として生じた事態に対処して、千九百四十五年八月十五日以後日本国において執られた戦後処理のためのすべての措置(千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)の規定に基づく特別取極を考慮して執られた措置を含む)をいうことが了解された。
 - (c) 「居住した」とは、同条2(b)に掲げる期間内のいずれかの時までその国に引き続き一年以上居住したことをいうことが了解された。
 - (d) 「通常の接触」には、第二次世界大戦の戦間状態の終結の結果として一方の国の国民で他方の国から引き揚げたもの(支店閉鎖を行なつた法人を含む)の引揚げの時までの間の他方の国の国民との取引等、終戦後に生じた特殊な状態の下における接触を含まないことが了解された。
 - (e) 同条3により執られる措置は、同条1にいう両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置をいうことに意見の一致をみた。
 - (f) 韓国側代表は、第二次世界大戦の戦間状態の終結後千九百四十七年八月十五日前に帰国した韓国国民が日本国において所有する不動産について慎重な考慮が払われるより希望を表明し、日本側代表は、これに對して、慎重に検討する旨を答えた。
 - (g) 同条1にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱(いわゆる八項目)」の範圍に属するすべての請求が含まれており、したがつて、同対日請求要綱に關しては、いかなる主張もなさないこととなることが確認された。

(b) 同条1にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる兩國及びその国民の財産、権利及び利益並びに兩國及びその国民の間の請求権に関する問題には、この協定の署名の日までに大韓民国による日本漁船の捕獲から生じたすべての請求権が含まれており、したがって、それらのすべての請求権は、大韓民国政府に対して主張しえないこととなることが確認された。

3 協定第三条に關し、
同条3にいう兩國政府のそれぞれが選定する國及びそれらの國の政府が協議により決定する第三國は、日本國及び大韓民国の双方と外交關係を有する國のうちから選ばれ得るものとするに意見を一致をみた。

4 第一議定書第二條1に關し、
(a) 韓國側代表は、協定第一條1の規定に基づく供与又は貸付けにより行なわれる事業の遂行上必要であると予想される大韓民国の国内資金を確保するため、大韓民国は、日本國政府が一億五千万合衆国ドルに等しい円の額をこえる資本財以外の生産物を供与することを期待する旨を述べ、日本側代表は、これに対し考慮を払う用意がある旨を答えた。
(b) 日本國が供与する生産物は、武器及び弾薬を含まないものとするに意見の一致をみた。

5 第一議定書第二條2に關し、
外國為替上の追加の負担が日本國に課される場合は、当該生産物を供与するために、(i)特に高い外貨負担が必要とされる場合、及び(ii)同等の品質の日本國の生産物による代替することができ輸入品又は独立の機能を有する輸入機械部品の購入に当たつて外貨負担が必要とされる場合をいふことに意見の一致をみた。

6 第一議定書第三條に關し、
(a) 同条1につき、韓國側代表は、契約の締結が日本國內で行なわれること、及びこの契約の締結とは署名を意味し、署名にいたるまでの入札、公告その他の行為については、大韓民国政府(調達庁)が行なう場合は原則として大韓民国において、その他の場合は大韓民国又は日本國において、これらの行為が行なわれることを了解すると述べ、日本側代表は、これに対し異議がない旨を答えた。
(b) 同条2の契約であつて、輸送、保険又は検査のような附随的役務の供与を必要とし、かつ、そのための支払が第一議定書に従つて行なわれることとなつてゐるものは、すべて、これらの役務が日本國民又は日本國の法人によつて行なわれるべき旨の規定を含まなければならぬことが了解された。

7 第一議定書第六條4に關し、
日本國により供与された生産物が加工(單純な組立加工又はこれと同程度の加工を除く。)又は兩政府間で合意されるその他の処理を加えられた後大韓民国の領域から輸出された場合には、同条4の規定は適用されないものとするに意見の一致をみた。

8 協定第一條1(b)の規定の実施に關する交換公文に關し、
(a) 同交換公文2(b)の事業計画合意書の効力発生の日は、事業計画合意書に別段の規定がある場合を除くほか、それぞれの日を意味することが了解された。
(b) 同交換公文2(c)の貸付けの実行の日とは、日本側の輸出者と大韓民国側の輸入者との間で締結される契約の定めるところに従つて、海外経済協力基金が、大韓民国政府のために、日本側の輸出者に対して支払を行ない、同基金に開設される大韓民国政府の勘定に借記する日であることが確認された。

千九百六十五年六月二十二日に東京で

E.S.S.
T.W.L.

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に關する日本國と大韓民国との間の協定に ついての合意された附屬條約
日本國政府代表及び大韓民国政府代表は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に關する日本國と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ)及び関連文書に關して次の了解に到達した。

1 協定第一條に關し、
同条1(a)ただし書の規定により各年の供与の限度額が増額される場合には、その増額は、各年の供与の限度額が第二議定書第一條1に定めるその年の年賦払の額以下とならない範囲内で、最終年の供与の限度額から順次くり上げるにより行なわれることが了解された。

2 第一議定書第六條に關し、
同条5の規定の適用について、兩國政府が、兩國における憲法及び保険の実情を考慮し、合同委員會において協議することが了解された。
3 第一議定書の実施細目に關する交換公文に關し、
契約から又はこれに關連して生ずる紛争は、当該契約の一方の当事者の居住する國に商事仲裁機關が設立されていないときは、同交換公文3の規定にかかわらず、他方の当事者が居住する國にある商事仲裁機關に付託されることが了解された。

千九百六十五年六月二十二日に東京で
(商業上の民間信用供与に關する交換公文)
(日本側書簡)
書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、日本國の國民が大韓民国の政府又は國民に対し行なう商業上の民間信用供与に關して兩國政府の代表者間で到達した次の了解を確認する光榮を有します。

1 三億合衆国ドル(三〇〇,〇〇〇,〇〇〇ドル)の額をこえる商業上の基礎による通常の民間信用供与が、日本國の國民により締結されることがある適当な契約に基づいて、大韓民国の政府又は國民に対し行なわれることが期待され、これらの信用供与は關係法令の範囲内で容易にされ、かつ、促進されるものとする。
2 1の供与は、九千万合衆国ドル(九〇,〇〇〇,〇〇〇ドル)の額に達することが期待される漁業協力のための民間信用供与及び三千万合衆国ドル(三〇,〇〇〇,〇〇〇ドル)の額に達することが期待される船舶輸出のための民間信用供与が含まれ、これらの信用供与が日本國政府により承認されるに当たつては、できる限り好意的に配慮されるものとする。
本大臣は、さらに、この書簡及び前記の了解を確認される閣下の返簡を兩政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光榮を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日に東京で
大韓民国外務部長官 李東元閣下
日本國外務大臣 椎名悦三郎

(訳文)
書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。
(日本側書簡)
本長官は、さらに、前記の了解を確認し、かつ、閣下の書簡及びこの返簡を兩政府間の合意を構成するものとみなすことに同意する光榮を有します。
本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日に東京で

外務部長官 李 東 元

日本國外務大臣 椎名悦三郎閣下

政府刊行物普及販売所一覽

政府刊行物についての御相談、御注文は下記にお申し出下さい。

◎政府刊行物サービス・センター(印刷局直営)

東京・霞ヶ関	東京都千代田区霞ヶ関2の1	電話	東京(591)	1924・1925
東京・大手町	東京都千代田区大手町1の5(国際電電ビル内)	電話	東京(211)	5570・7095
大阪	大阪市東区大手前之町(大阪合同庁舎1階)	電話	大阪(942)	1681-2
名古屋	名古屋市中区南外堀町6の1	電話	名古屋(971)	9205・9341
福岡	福岡市舞鶴2丁目5番25号	電話	福岡(76)	6201・6202
札幌	札幌市北三条西四丁目(第1合同庁舎敷地内)	電話	札幌(25)	7553・7557

◎政府刊行物サービス・ステーション(印刷局指定常備委託店)

(名称)	(所在地)	(電話)	(振替番号)
札幌	札幌市北三条西7丁目1番地	札幌(22)	0975
青森	青森市大字米町119	青森(2)	3611
盛岡	盛岡市南大通1丁目16の2号	盛岡(2)	2984
仙台	仙台市東一番丁90番地	仙台(22)	9322
山形	山形市大町2の17	山形(2)	2129
福島	山形市本町2丁目4の11号	山形(2)	2150
水戸	福島市大町56	福島(2)	0161-2
宇都宮	水戸市泉町1033	水戸(2)	2047
前橋	宇都宮市鉄炮町3234	宇都宮(3)	2732・3533
船橋	前橋市曲輪町2	前橋(2)	6216
横浜	熊谷市本町2の2866	熊谷(21)	0400
東京	船橋市本町2の1667	船橋(22)	2228
東京	横浜市中区北仲通1の7	横浜(20)	3857-9
東京	東京都千代田区神田錦町1の2	東京(292)	1601-6
東京	東京都渋谷区神宮通り1の4	東京(463)	0512
東京	東京都豊島区池袋2の1157	東京(984)	1101
新潟	新潟市古町通六番町	新潟(22)	2440
富山	富山中央通2丁目5の6	富山(21)	4938
金沢	金沢市片町55の2	金沢(21)	6136
福井	福井市佐佳枝町3の220	福井(24)	0112
甲府	甲府市中央4丁目2の18	甲府(5)	2201
長野	長野市大門町66の1	長野(3)	3185
岐阜	岐阜市笹土居町25	岐阜(2)	2767
静岡	静岡市追手町229	静岡(53)	2661
名古屋	名古屋市中区白川町1の59	名古屋(231)	3703・4705
名古屋	名古屋市中村区堀内町2の33	名古屋(551)	0127-8
津	津市京口町1211	津(8)	3366
大津	大津市中央1丁目5の2号	大津(2)	2683
京都	京都市中京区河原町通六角下ル東入	京都(22)	4444
大阪	大阪市西区土佐堀船町6(肥後橋前)	大阪(443)	2171-3
大阪	大阪市北区信保町1の10(天満橋北詰)	大阪(352)	3361-2
神戸	神戸市生田区北長狭通5丁目13の9	神戸(34)	0637
奈良	奈良市橋本町36	奈良(2)	6236-7
和歌山	和歌山市本町1の7	和歌山(22)	7116
鳥取	鳥取市若桜町39	鳥取	2158
松江	松江市殿町63	松江(2)	2230
岡山	岡山市駅前地下商店街	岡山(23)	7048
広島	広島市紙町3番55号(女学院南側)	広島(26)	2868・2965
山口	山口市円政寺42	山口(2)	0582
徳島	徳島市紙屋町3の18	徳島(2)	6359
高松	高松市五番町3の5	高松(2)	8945
松山	松山市三番町45	松山(2)	7879
高知	高知市帯屋町107の6	高知(2)	5866
福岡	福岡市渡辺通5丁目16街区3号	福岡(76)	1151
佐賀	佐賀市白山町63	佐賀(3)	3722
長崎	長崎市出島町5番17号	長崎(2)	1413
熊本	熊本市上通町4の57	熊本(53)	0555
大分	大分市都町4丁目1の24号	分(2)	4308
宮崎	宮崎市広島通3の12	宮崎(2)	2284
鹿児島	鹿児島市中町12の7号(西本願寺前)	鹿児島(2)	1691
小樽	小樽市本町13995	小樽	13995
仙台	仙台市本町213990	仙台	21390
盛岡	盛岡市本町255	盛岡	255
仙台	仙台市本町9475	仙台	9475
山形	山形市本町300	山形	300
山形	山形市本町150	山形	150
山形	山形市本町249	山形	249
山形	山形市本町5441	山形	5441
山形	山形市本町558	山形	558
山形	山形市本町134340	山形	134340
山形	山形市本町36201	山形	36201
山形	山形市本町196171	山形	196171
山形	山形市本町12493	山形	12493
山形	山形市本町87035	山形	87035
山形	山形市本町95618	山形	95618
山形	山形市本町993	山形	993
山形	山形市本町6001	山形	6001
山形	山形市本町31	山形	31
山形	山形市本町7848	山形	7848
山形	山形市本町333	山形	333
山形	山形市本町124	山形	124
山形	山形市本町25651	山形	25651
山形	山形市本町96449	山形	96449
山形	山形市本町563	山形	563
山形	山形市本町1	山形	1
山形	山形市本町13149	山形	13149
山形	山形市本町18033	山形	18033
山形	山形市本町20028	山形	20028
山形	山形市本町57561	山形	57561
山形	山形市本町63148	山形	63148
山形	山形市本町9470	山形	9470
山形	山形市本町91807	山形	91807
山形	山形市本町62	山形	62
山形	山形市本町9035	山形	9035
山形	山形市本町185	山形	185
山形	山形市本町286	山形	286
山形	山形市本町5854	山形	5854
山形	山形市本町1047	山形	1047
山形	山形市本町595	山形	595
山形	山形市本町15399	山形	15399
山形	山形市本町1678	山形	1678
山形	山形市本町8791	山形	8791
山形	山形市本町1177	山形	1177
山形	山形市本町25088	山形	25088
山形	山形市本町1619	山形	1619
山形	山形市本町68	山形	68
山形	山形市本町9230	山形	9230
山形	山形市本町7580	山形	7580
山形	山形市本町113	山形	113

定 価 7 5 0 円

昭和40年12月号

昭和41年1月25日印刷発行

編 集 及 び
印 刷 発 行

大 蔵 省 印 刷 局

東京都港区赤坂葵町2

東京(582)4411(大代表)